

別 紙

答申第 8 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

山形県知事は、本件異議申立ての対象となった公文書の不開示部分のうち、次の部分を  
開示すべきである。

納入者の旧所属名。

### 第 2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成 14 年 3 月 20 日、山形県情報公開条例（平成 9 年 12 月県条例第  
58 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、山形県知事（以下「実施  
機関」という。）に対し、「社団法人全日本建設技術協会の平成 8 年 2 月 20 日～同月 24  
日の長崎県長崎市、同年 3 月 11 日～同月 16 日の和歌山県白浜町における建設技術講習  
会に関し県庁本庁及びすべての出先機関について、山形県職員に対し旅費の返納及び遅延  
利息の納入を求めたことについて、当該職員に対し旅費の返納及び遅延利息の納入を求  
める理由及びその根拠が存在することについて、調査書、報告書、庁内稟議書等の検討報  
告がなされた文書、当該職員に対し旅費の返納及び遅延利息の納入を求めることに知事  
が決裁した文書、当該職員に対し旅費の返納及び遅延利息の納入を求めた領収済通知書、  
収入票、納入通知書兼領収証書等の請求・納入に関する文書」の開示の請求（以下「本件  
開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、社団法人全日本建設技術協会が主  
催する建設技術講習会のうち、平成 8 年 2 月 20 日から 24 日までの長崎県長崎市、同年  
3 月 12 日から 14 日までの和歌山県白浜町及び 3 月 12 日から 16 日までの和歌山県  
白浜町で開催された講習会への出張旅費の返納金及び当該遅延利息の納入に係る、調定  
収入票（添付書類を含む） 納入通知書の写し、 領収済通知書を特定した上で、これ  
らのうち、次の「(1)開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本  
件処分」という。）を行い、次の「(2)開示をしない理由」を付して、平成 14 年 4 月 17  
日付け管第 86 号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

#### (1) 開示をしない部分

ア 「納入者が識別され、又は識別され得る部分（住所、氏名、郵便番号、電話番号、  
旧所属名、旧職名、現職者の現所属名、現職者の現職名、退職者の現勤務先名、退職  
者の現職名及び給料の級・号給）」

イ 「決裁欄等における職員の印影及び支出票受付印中担当者名（但し、一定の権限を  
有する職員を除く）」

ウ 「金融機関の出納済印中担当者名」

(2) 開示をしない理由

条例第6条第1項第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

3 異議申立人は、平成14年6月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和36年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

4 実施機関は、平成14年6月26日、条例第11条の規定に基づき、山形県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 平成14年2月12日、山形地方裁判所は新庄建設事務所についてカラ出張の事実を認定し、県知事が返還請求を怠ったのは違法との判断を下した。県知事はこの判決に対する控訴をせず判決は確定した。

山形県は「カラ出張は一切ない。」とこれまで主張してきたが、不正行為に及んだ職員に、その旅費等の返還を求めたということは、知事もカラ出張行為が違法であると判断したわけであり、その決定過程を県民に開示すべきである。

(2) 納入者が識別され、又は識別され得る情報について

ア 県知事が納入者への旅費相当額の返還請求を怠ることが違法との判決に従うならば、当該納入者は出張費用名目で不当に公金を詐取した当事者と思料されるわけで、開示することにより侵害される個人の利益より、侵害された公の利益と較量されるべきである。

イ また、県条例第6条1項第2号八及びホによれば「権限ある公務員以外の公務員の職務の遂行に必要な歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該公務員の「職」及び「氏名」に関する情報」は、開示の対象とされている。

本件納入通知書等は、直接的には、「収入」にかかるものではあるが、その実態は、「職務の遂行に必要な歳出予算の支出」に関する返還にかかるものであり、一旦「支出」したもののその支出が相当でないから返還させたに過ぎないのであるから、「支出に係る情報」そのものであり、形式的にも実体的にも、条例が開示の対象から除

外した情報に該当することは明らかである。

ウ 今回返還を求められた金員が「公務員の職務遂行に必要な」「情報」であるから、当該公務員が既に退職しているか否かにより区分けされるものではない。

エ 条例施行前作成文書がこの条例の適用対象外となっていることは、実施機関の主張するとおりであるが、本件開示請求の対象となった文書は条例施行後作成された文書であり、公開対象文書である。

(3) 決裁欄等における職員の印影及び支出票受付印中担当者名について

職務遂行に係る情報であり、個人情報には該当しない。また、開示することによって、不利益を招来する危惧はなく、この情報を不開示としなければならない正当な理由は全くない。

(4) 金融機関の出納済印中担当者名

職務遂行に係る情報であり、個人情報には該当しない。また、開示することによって、不利益を招来する危惧はなく、この情報を不開示としなければならない正当な理由は全くない。

(5) 他の公文書の存在について

県は、本件請求の対象公文書としては、「全建出張旅費相当額の返納金及び遅延利息に係る収入調定書類並びに領収済通知書」として具体的に3文書のみ存在するとしているが、山形地裁で争われた重大な訴訟で敗訴したことに基づき県知事が返納金請求をしたことについて、関係部署との意見調整や合議に係る稟議書類が存在しないはずがない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 平成14年2月12日に山形地方裁判所において、「県知事が出張者に対し、支出された旅費相当額を支払えとの請求を怠ることは違法である。」との判決が出されたが、平成9年春に行なわれた監査委員による監査以上に調べ、出張した事実を立証することは困難なことから、控訴を断念し、判決を受け入れたものである。判決を受け入れたことにより、判決で「カラ出張であると認定せざるを得ない。」とされた2人に対して、旅費相当額の返納を求めるのと併せて、当時、係争中の同様の事例についても本案件と同様に請求したものである。

2 納入者が識別され、又は識別され得る情報について

対象公文書は、歳入の調定等の事務手続きのために歳入徴収担当者が作成した文書である。

(1) 納入者の一部は、対象公文書作成時に、既に県を退職し、公務員でない者であるから、これらの者に係る情報（住所、氏名、郵便番号、電話番号、旧所属名、旧職名、現勤務先名、現職名等）は、条例第6条第1項第2号本文に該当する個人情報である。

(2) (1)以外の納入者は、対象公文書作成時に県職員（権限ある公務員以外の公務員）である者であるが、対象公文書は、歳入の徴収等の事務手続きのために、歳入徴収担当者が作成した文書であり、したがって、対象公文書に記録された当該職員に係る情報のうち、氏名、当時の職名及び現在の職名は、条例第6条第1項第2号ただし書八及びホには該当しない。

なお、対象公文書に記録された当該職員に係る情報のうち住所及び電話番号については、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

(3) 仮に、当該情報が、条例第6条第1項第2号ただし書八及びホに該当したとしても、旅費の支出に係る文書は条例施行（平成10年7月）前の平成8年2月から3月に作成されており、公費の使途について県民に説明していく観点から、条例において設けられた、ただし書八及びホの規定を条例施行前に作成された文書に適用することと同様のこととなり、条例施行前作成の公文書を条例の対象としていないことと均衡を失することとなる。

さらに、裁判の争点及び経過からして、当該情報を開示した場合、当該職員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがあり、当該情報は、条例第6条第1項第2号ただし書八及びホの括弧書に該当する。

### 3 決裁欄等における職員の印影及び支出票受付印中担当者名について

決裁欄等における権限ある公務員以外の公務員である職員の印影及び氏名については、条例第6条第1項第2号本文に該当し、本号ただし書口からホのいずれにも該当しない。

### 4 金融機関の出納済印中担当者名について

特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

### 5 他の公文書の存在について

歳入の調定等に関する事務は、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第5条第1項により、各部の課長が専決することとなっており、土木部管理課長の決裁による本件処分の対象とした公文書以外の公文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求に係る文書について

平成9年2月に、県の旅費の支出に関して住民監査請求が出されたが、「請求人が主張するような事実が認められず、請求人の主張に理由がないものと判断した。」との監査結果を受けて、平成9年5月に住民訴訟が提訴された。平成14年2月12日、山形地方裁判所における当該住民訴訟のうち、旧新庄建設事務所の旅費支出に係るものに対して、「2件(2名)の出張が実体を伴わないカラ出張であると認定せざるを得ない。」としたうえで、「県知事がこれらの出張者に対し、支出された旅費相当額を支払えとの請求を怠ることは

違法である。」との判決（平成9年（行ウ）第1号 公金支出に係る怠る事実の違法確認等請求事件）が出されたが、実施機関が、判決で「カラ出張である」とされた2人、また併せて、当時係争中の事件で、同様に全日本建設技術協会への参加申込がなされていない職員に対して、旅費相当額の返納を請求したことに関し、第2の1にあるとおり、異議申立人により公文書の請求が行なわれたものである。

## 2 本件処分の対象となった公文書について

- (1) 「調定収入票」は、歳入徴収担当者が歳入を徴収しようとするときは、まず、その歳入の内容を調査して収入金額を決定することを必要とするが、この調査から決定までの手続きを調定といい、歳入徴収担当者が歳入調定後に作成する文書である。
- (2) 「納入通知書」は、歳入徴収担当者が歳入の調定を決議した後に、納入義務者に対して通知する文書である。
- (3) 「領収済通知書」は納入義務者が現金を指定金融機関に納入した場合、指定金融機関において領収済の報告として県に通知するもので、歳入徴収担当者が収入証拠書類として保管する文書である。

## 3 納入者が識別され、又は識別され得る情報の条例第6条第1項第2号該当性について

本審査会においては、納入者が識別され、又は識別され得る情報の条例第6条第1項第2号該当性の検討にあたり、本件処分に係る公文書の全てについてインカメラ審議を実施した。

### (1) 条例第6条第1項第2号について

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を不開示として規定し、例外的に本号から除くものとして、ただし書イからへまでを掲げているが、ただし書ロからホにおいて公務員の職及び氏名に関する情報を規定している。

### (2) 納入者が識別され、又は識別され得る情報について

実施機関が、納入者が識別され、又は識別され得る情報として不開示とした情報は、具体的には、納入者の 住所、 氏名、 郵便番号、 電話番号、 旧所属名、 旧職名、 現職者の現所属名、 現職者の現職名、 退職者の現勤務先名、 退職者の現職名及び 給料の級・号給であるが、ここで、 、 、 及び 以外の情報は、条例第6条第1項第2号本文に該当し、本号ただし書ロからホのいずれにも該当しない。

そこで、以下は、 、 、 及び の情報が個人情報に該当し、さらに異議申立人が主張する条例第6条第1項第2号ただし書ハ及びホに規定する、いわゆる「歳出予算の支出」に係る情報に該当するかどうかについて検討する。

歳出予算の支出に関する情報に該当するかどうかを判断するには、判決に基づいて行われた平成13年度の歳入が、平成7年度の旅費の支出からの一連の流れのものであるかどうかについて検討する必要がある。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第159条

においては、最初に支出したものが支出の原因がないにもかかわらず、誤って支出したものが、又は計算違い等により正当な債務金額を超えて支出したものであるとすれば、その金額は、収入の手続きの例により、当該支出した経費に戻入しなければならないと規定されている。

一方、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第2項では、会計年度の独立を規定していることから、出納閉鎖後の誤払金等の戻入金は、当該支出した経費に戻すことはできないため、施行令第160条後段により現年度の歳入としなければならないと規定されている。

つまり、「支出に係る情報」には、支出したものについて、精算等による戻入や追加支出により支出の情報に一部変更が生じた場合の当該変更に係る情報までを含むものである。

もしも本件事案に係る返納行為が、旅費を旅費として返納するものであるならば、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）第4条及び第13条により、旅行命令の変更を行い、精算がなされなければならない。

しかし、県知事は、本件事案に係る旅費相当額の返納請求に関しては、あくまでも「県知事がこれらの出張者に対し、支出された旅費相当額を支払えとの請求を怠ることは違法である」とした山形地方裁判所の判決に基づき、その違法状態を解消するために行った請求であり、平成7年度の旅費の支出の情報に変更はないとして、旅行の変更命令を行わず、また旅費の精算も行っていない。

本審査会での審議においては、本件事案の旅費相当額の返納請求が、歳出予算の支出からの一連の流れであるかどうかを、県がとった返納請求手続の方法によって判断すべきではない、という反対意見も出された。

しかし、県知事が旅費相当額の返納請求をするに至ったのは、カラ出張の事実を認めただけではなく、判決（主文）に従いその違法状態を解消するために返納の手続をとったとするならば、今回の旅費相当額の返納は、平成8年2月及び3月に行なった旅費の支出からの一連の流れのものにはなく、いわゆる「歳出予算の支出」に係る情報には該当しないというべきである。

### (3) 条例第6条第1項第2号該当性について

(2)において本件情報は、歳出予算の支出に係る情報には該当しないとされたことを踏まえて、(2)の 氏名、旧所属名、旧職名、現職者の現所属名及び現職者の現職名の情報の条例第6条第1項第2号該当性について検討する。

ア インカメラ審議の結果、納入者には現職者と退職者がいることを確認したが、現職者の氏名、旧職名及び現職名、退職者の氏名及び旧職名については、(2)により条例第6条第1項第2号本文に該当する。

イ 納入者（現職者及び退職者）の旧所属名については、そのみで特定の個人を識別し、又は識別し得る情報とはいえず、さらに判決文及び判決文の添付資料に、すでに明記されているので、不開示とする理由はない。

また、判決に準じて返納を請求した事案についても、同様にそのみで特定の個人

を識別し、又は識別し得る情報とはいえないのと同時に、公開の裁判においてすでに公にされていることから、不開示にする理由はない。

ウ 納入者のうち、現職者の現所属名については、そのみでは個人は特定されないが、イにより旧所属名が明らかにされていることから、これらを明らかにすることにより、一般に公にされている職員の名簿等、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報となるため、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

#### 4 決裁欄等における職員の印影及び支出票受付印中担当者名の条例第6条第1項第2号該当性について

本件処分で不開示となっている職員の印影についてみると、権限ある公務員以外の公務員である職員の印影であると認められ、当該情報は条例第6条第1項第2号本文に該当し、本号ただし書口からホのいずれにも該当しない。また、支出票受付印中担当者名についても同様である。

#### 5 金融機関の出納済印中担当者名の条例第6条第1項第2号該当性について

当該担当者は金融機関の職員であり、その情報は特定の個人を識別し、又は識別し得る情報である。

従って条例第6条第1項第2号の本文に該当する。

#### 6 他の公文書の存在について

異議申立人は、開示された公文書以外に、県知事が決裁した文書または庁内稟議書等の存在について主張しているが、県知事が判決文を読んで自らが控訴を断念し、判決を受け入れたため、当然の帰結として旅費等の返還請求が生じたものである。そして、その歳入調定の専決権は「山形県事務代決及び専決事務に関する規程」(昭和28年12月県訓令第49号)により土木部管理課長に与えられているため、当該課長の決裁により執行されている。

したがって、開示された公文書以外の文書については存在すると認める理由はない。

#### 7 結論

以上の事実及び理由により、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成14年6月26日	実施機関から諮問を受けた
平成14年7月18日	実施機関から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成14年8月1日	異議申立人から意見書を受理した。
平成14年8月22日 (第18回審査会)	事案の審議を行なった。
平成14年9月25日 (第19回審査会)	実施機関側から意見を聴取した。 異議申立人側から意見を聴取した。 事案の審議を行なった。
平成14年10月24日 (第20回審査会)	事案の審議を行なった。
平成14年11月26日 (第21回審査会)	事案の審議を行なった。



山形県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
小 泉 良 幸	山形大学人文学部助教授	会長職務代理者
伊 藤 トキエ	社会福祉法人中山福社会理事長	
小 嶋 喜市郎	株式会社小嶋総本店代表取締役社長	
佐 山 雅 映	医療法人佐山クリニック理事長	